

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

平成29年10月3日

山 口 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				秋穂二島	無	平成26年度～平成30年度	二島地域保全会
○				徳地伊賀地	無	平成26年度～平成30年度	西大津保全会
○				阿東篠生	無	平成26年度～平成30年度	篠生清流環境保全会